

令和5年2月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年3月1日(水曜日)午後1時35分～

2. 場 所 村民会館1階 ホール

3. 出席委員 16名

1番 川田 忠宏	2番 貞廣 誠也	3番 吉永 義量
4番 小松 優	5番 関川 裕二	6番 都築 英明
7番 公文 基嗣		9番 岡村 悟
	11番 松本 勇	12番 岡村 和紀
13番 黒岩 正充	14番 石河 史成	15番 西笛 勤
16番 安岡 志乃	17番 清遠 典子	18番 山崎 一義

4. 欠席委員 2名

5. 事務局

事務局長	吉永 卓史
書記	松本 梓

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(受付番号9～16)

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 1件

議案第3号 あっせん申し出について 1件

議案第4号 時効取得を原因とする所有権移転登記報告 1件

議案第5号 農業振興地域整備計画の全体見直しについて

議案第6号 その他

(開会時刻午後 1 時 35 分)

議 長 　　ただいまから 2 月定例会を開催します。本日の出席委員は 16 名で、欠席委員は 2 名です。出席農業委員 13 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は西笛勤委員と安岡志乃委員にお願いします。

議 長 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。

第 1 号議案 　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 9 番

　　大字西分字井ノ本 甲 6335 番、地目は田、面積 3,102 m²の内 1,500 m²。譲渡人は香南市野市町の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R5 年 1 月 1 日から R5 年 12 月 31 日までの 1 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 10 番

　　大字西分字松崎澤 甲 6070 番、地目は田、面積 3,463 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R5 年 1 月 1 日から R9 年 12 月 31 日までの 5 年。作付けは野菜、賃借料は 76,000 円/筆。

　　受付番号 11 番

　　大字和食字城殿 甲 5290 番、地目は田、面積 1,539 m²。譲渡人は千葉市稲毛区の〇〇さん、譲受人は香南市香我美町の〇〇さん。期間は R5 年 1 月 6 日から R8 年 1 月 5 日までの 3 年。作付けは水稻、賃借料は 1 俵/筆。

　　受付番号 12 番

　　大字西分字福原 甲 6082 番、地目は田、面積 3,529 m²の内 3,479 m²。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R5 年 1 月 15 日から R7 年 1 月 14 日までの 2 年。作付けは水稻、賃借料は 1 俵/10a。

　　受付番号 13 番

　　大字和食字宮ノ後 甲 5555 番、地目は田、面積 1,354 m²。譲渡人は高知市北本町の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R5 年 3 月 1 日から R10 年 2 月 28 日までの 5 年。作付けは水稻、賃借料は 1 俵/10a。

　　受付番号 14 番

　　大字西分字福德 甲 6125 番、地目は田、面積 600 m²、甲 6126 番、地目は田、面積 682 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん

ん。期間はR5年2月1日からR10年1月31日までの5年。作付けは水稻/オクラ、賃借料は無償。

受付番号15番

大字西分字大井田 甲 6253 番、地目は田、面積 4,698 m²、甲 6270 番 2、地目は田、面積 395 m²、甲 6270 番 1、地目は田、面積 426 m²、甲 6271 番 1、地目は田、面積 527 m²、甲 6272 番 1、地目は田、面積 570 m²、甲 6268 番 1、地目は田、面積 648 m²、甲 6269 番 1、地目は田、面積 1,100 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間はR5年1月1日からR9年12月31日までの5年。作付けは水稻、賃借料は5,000円/10a。

受付番号16番

大字和食字中入野 甲 2941 番 1、地目は田、面積 1,646 m²の内 546 m²、甲 2941 番 3、地目は田、面積 224 m²、甲 2941 番 2、地目は田、面積 441 m²の内 330 m²、甲 2941 番 1、地目は田、面積 1,646 m²の内 1,000 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間はR5年3月1日からR10年2月28日までの5年。甲 2941 番 1 の面積 1,646 m²の内 1,000 m²については、作付けはナス、賃借料は6俵/10a、他は作付けはオクラ、賃借料は1俵/10a。

議 長 第1号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定8件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題とします。

第2号議案 農地法第5条第1項の規程による許可申請について。

受付番号6 土地の所在は大字馬ノ上字三長田 3820 番 1、台帳地目は田、現況地目は田、面積は 993 m²の内 975.8 m²。譲渡人は、芸西村馬ノ上の〇〇さん、譲受人は高知市南宝永町の〇〇さん。転用目的は工事に伴う付属物の設置。工期の延長に伴う、一時転用の期間延長 (R5年7月22日まで) のため

の変更申請。

2月28日(火)に会長、岡村悟委員、岡村和紀委員、事務局にて現地確認。

議 長 第2号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第3号議案 あっせん申し出について議題とします。

第3号議案 あっせん申し出について

受付番号11 申請人である高知市東久万の〇〇さんより、大字和食字八反田 甲4846番、地目は田、面積1,154㎡の土地を譲りたいと申し出。現在の耕作者は資料の通りになっております。

議 長 事務局案ではあっせん委員は、西笛委員、山崎委員になりますがいかがでしょうか。

委 員 分かりました。

議 長 では、西笛委員、山崎委員をお願いします。

議 長 続きまして第4号議案 時効取得を原因とする所有権移転登記報告について議題とします。

第4号議案 時効取得を原因とする所有権移転登記報告について

受付番号1 土地の所在は大字和食字原田 乙356番4、台帳地目は畑、面積は76㎡。登記の目的は、所有権移転、登記原因は平成15年1月1日時効取得。登記権利者は芸西村和食の〇〇さん、登記義務者は芸西村和食の〇〇さん。

議 長 第 4 号議案については法務局からの通知でありますので報告のみとさせていただきます。

議 長 続きまして第 5 号議案 農業振興地域整備計画の全体見直しについて議題とします。

第 5 号議案 農業振興地域整備計画の全体見直しについて
芸西村農業振興地域整備計画の全体見直しに行っておりますが、旧東川村、和食乙地区、馬ノ上地区にある農地の一部で、現況が山林化している字について農用地区域からの除外を検討しています。除外を検討している農地は資料のとおりです。

議 長 第 5 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 5 号議案 農業振興地域整備計画の全体見直しについて許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 5 号議案 農業振興地域整備計画の全体見直しについては許可いたします。

議 長 続きまして第 6 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。

3 番議員 先日、人・農地プランの地域計画作成に係る座談会が馬ノ上地区を対象に開催された。芸西村の農業の未来を話合う場となっており、目標地図の素案作成は農業委員会の業務ともされている。今後 2 年間で話し合いをすることとなっており、農業委員の任期中はもちろんのこと、任期後も座談会への積極的な参加と農業者への呼びかけもお願いしたい。

議 長 他にありませんか。なければ、これで 2 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 20 分)

議事録署名委員

西笛 勤

議事録署名委員

安岡 志乃
